

令和2年11月4日

1, 2年保護者 様

桶川市立桶川西中学校
校長 相澤 仁志

自転車乗車時におけるヘルメットの着用について (お願い)

寒露の候、保護者の皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、埼玉県中学校体育連盟では、生徒への安全指導について、部活動の大会や練習試合において自転車を利用する際は、ヘルメットの着用について十分配慮することとしております。本校では既に自転車通学者にはヘルメットの着用を義務付けていますが、この機会に1, 2年生の自転車通学者以外の生徒に対しても、下記の通り自転車乗車時にはヘルメットを着用することとします。つきましては、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 学校生活の中で自転車乗車時にヘルメットを着用するとき

- (1) 自転車通学者が自転車で登下校をするとき。
- (2) 部活動の練習試合や公式戦等で学校外へ自転車で移動するとき。
- (3) 市内音楽会や職場体験学習等で学校外へ自転車で移動するとき。
- (4) その他、学校行事や進路関係の手続き等で自転車を利用するとき。

2 ヘルメットの形、色等について

- (1) 既にご家庭で使用しているものがある場合は、それを使用しても構いません。
- (2) 学校としては、以下のヘルメットを推奨品としますので、新たに購入する場合は、こちらを購入してください。
 - ① 色：白で模様が入っていないもの。ただし、反射テープ等のラインは可です。
 - ② 形：一般的な通学用ヘルメットですが、スポーツタイプのものも可とします。

3 着用開始日

令和3年1月より

4 その他

- (1) 埼玉県では平成30年より自転車保険の加入が義務となっています。ご確認をお願いします。
- (2) 本校ホームページに、埼玉県警察の自転車利用のリーフレットを掲載します。併せてご覧ください。
- (3) この機会に、ご家庭でも自転車乗車時にはヘルメットを着用するようにご指導をお願いします。